

# 「労働基準協会」で技能講習を修了された方へ

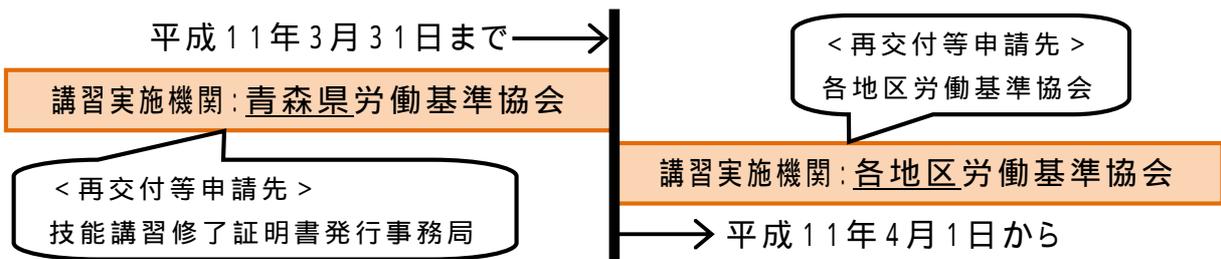
## ～ 書替・再交付手続き先のご案内 ～

青森県内の「労働基準協会」において、次の技能講習を修了された方が、修了証の書替又は再交付(以下「再交付等」という)の手続きを行う場合は、技能講習の修了年月によって申請先が異なりますので、ご注意ください。

### 1 対象となる技能講習

フォークリフト運転技能講習  
玉掛け技能講習  
床上操作式クレーン運転技能講習  
小型移動式クレーン運転技能講習

### 2 上記1の技能講習の修了時期と再交付等の申請先



(一社)青森県労働基準協会において、上記1の技能講習に係る修了証の再交付等の受付は行っていません。

### 3 再交付等申請先の詳細

名称	所在地	電話番号
技能講習修了証明書発行事務局 <a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/</a>	東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館4階	03-3452-3371
(一社)青森地区労働基準協会	青森市青柳二丁目2-6	017-723-1755
(一社)弘前地区労働基準協会	弘前市大字福田字福岡10	0172-26-0663
(一社)八戸地方労働基準協会	八戸市根城八丁目8-155	0178-22-7948
(一社)西北労働基準協会	五所川原市大字唐笠柳字 藤巻495-3	0173-35-6336
(一社)上北労働基準協会	十和田市西三番町3-17	0176-22-2234
(一社)下北地区労働基準協会	むつ市緑町18-58	0175-22-1389
(一社)黒石地区労働基準協会	黒石市大字前町40-5	0172-53-5787

青森労働局・各労働基準監督署

(参考1) 技能講習の登録教習機関と講習実施期間(抜粋)

技能講習の種類		フォークリフト 運転技能講習	玉掛け技能講習	床上操作式 クレーン運転 技能講習	小型移動式 クレーン運転 技能講習
名称及び所在地等					
(一社)青森県 労働基準協会	青森市青柳 2-2-6 017-777-4686	平成11年3月31日まで実施			
(一社)青森地区 労働基準協会	青森市青柳 2-2-6 017-723-1755	平成11年4月1日から実施			
(一社)弘前地区 労働基準協会	弘前市福田字福岡 10 0172-26-0663				
(一社)八戸地方 労働基準協会	八戸市根城 8-8-155 0178-22-7948				
(一社)西北 労働基準協会	五所川原市唐笠柳字藤巻 495-3 0173-35-6336				
(一社)上北 労働基準協会	十和田市西三番町 3-17 0176-22-2234				
(一社)下北地区 労働基準協会	むつ市緑町 18-58 0175-22-1389				
(一社)黒石地区 労働基準協会	黒石市前町 40-5 0172-53-5787				
陸上貨物運送事業労働災害 防止協会 青森県支部	青森市荒川字品川 111-3 017-729-2211	昭和43年 から実施	-	-	-
(公社)ボイラ・クレーン安 全協会 青森事務所	青森市長島 2-10-4 017-722-1800	-	昭和59年 から実施	平成3年から実施	

民間の登録教習機関を除く。

(参考2) 技能講習修了証を滅失、損傷した場合の手続き

